　　　清川村空き家解体費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１条　この要綱は、村内に所有する空き家を解体し、その敷地を清川村空家等情報提供事業に登録した者に対し、解体に要した費用の一部を補助することについて、清川村補助金等の交付に関する規則（昭和49年清川村規則第１号）により定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

　（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

　(1) 空き家　村内にある個人が所有する居住の用の家屋だったもので、居住その他の使用がなされていないことがおおむね1年以上であるもの。

　(2) 所有者　空き家及び当該土地の所有権を有する者をいう。

　（補助対象者）

第３条　補助金の交付の対象となる者は次の各号のいずれかに該当する者とする。

　(1) 空家等情報提供事業に登録している空き家を解体し、売地へ登録変更した所有者。

　(2) 空き家を解体し、支払が完了した日から３か月以内に空家等情報提供事業に売地として登録した所有者。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は補助対象者としないものとする。

　(1) 村税等の滞納がある者。

　(2) 補助対象者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）に定める暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有している者。

　(3) 不動産事業者等である者。

　（補助対象空き家）

第４条　補助対象空き家は、村内に存する建築物であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

　(1) 当該空き家が空家特措法第14条第２項に規定する勧告を受けていないこと。

　(2) 所有権以外の権利が設定されていないこと。

　(3) 当該空き家が他の制度等による補助金の交付を過去10年間受けてないこと。

　（補助対象工事）

第５条　補助金の対象となる工事（以下「補助対象工事」という。）は、補助対象空き家を解体、撤去（家財、塀、車庫等の処分も含む。）又は処分し、更地にする工事であること。

　（補助対象経費）

第６条　補助金の交付対象となる経費は、施工業者を利用した補助対象工事に要する経費（消費税等を除く。以下「補助対象経費」という。）とし、補助金の額は、補助対象経費の２分の１以内（1,000円未満の端数が生じたときは、その端数金額は切り捨てる。）とし、50万円を限度とする。

　（補助金の交付申請）

第７条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、清川村空き家解体費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、村長に申請しなければならない。

　(1) 戸籍の附票（所有者が複数いる場合は所有者全員分が必要）

　(2) 建物及び土地登記事項証明書（全部事項証明書）又はその写し

　(3) 補助対象工事の契約書の写し

　(4) 補助対象工事の支払いが完了した日が確認できる書類（領収書等）又はそ

の写し

　(5) 補助対象工事の内容が確認できる写真

　(6) 未納税額がないことを証明する書類（納税証明書又は非課税証明書）

　(7) 所有権が共有されている場合は、全ての所有者の同意を得ていることを証明する書類

　(8) その他村長が必要と認める書類

２　補助金の交付申請は補助対象経費の支払が完了した日から起算して６か月以内にしなければならない。

　（補助金の交付決定）

第８条　村長は、前条の規定による申請を受けたときは、その内容の審査を行い、補助金の交付の可否及び金額を決定し、清川村空き家解体費補助金交付（不交付）決定通知書（第２号様式）により当該申請者に通知するものとする。

２　村長は、前項の規定による審査を行うに当たり、必要に応じて聞き取り及び現地調査を行うことができるものとし、申請者はこれに協力しなければならない。

３　村長は第1項の補助金の交付決定する場合において、補助金交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

　（補助金の請求等）

第９条　前条の規定により補助金の交付決定を受けた者は、清川村空き家解体費補助金請求書（第３号様式）により、村長に対し補助金を請求するものとする。

２　村長は、前項の規定による請求を受けたときは、内容を審査した上で、補助金の額を確定し、当該請求をした者に支払うものとする。

　（補助金の返還等）

第10条　村長は、補助金の交付決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

　(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付決定又は交付を受けたとき。

　(2) この要綱の規定に違反したとき。

　(3) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

２　村長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、清川村空き家解体費補助金交付決定取消通知書（第４号様式）により当該交付決定を取り消した者に通知するものとする。

３　村長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、清川村空き家解体費補助金返還命令書（第５号様式）により補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。ただし、村長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りではない。

４　前項の規定により返還命令を受けた者は、村長が定める期日までに全部又は一部を返還しなければならない。

　（補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

　　　附　則

　この要綱は令和５年４月1日から施行する。